

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 17 日 (火) 第 39 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (※)
(港湾空港課取扱い) 1
- 鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(港湾空港課取扱い) 1

規 則

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年 9 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第13号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例 (平成31年鹿児島県条例第28号) 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和元年 9 月 20 日とする。

.....

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第14号

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県港湾管理条例の施行等に関する規則 (平成12年鹿児島県規則第115号) の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「(鹿児島港本港区及び新港区の一般駐車場に限る。以下同じ。)」を削る。

第12条第 1 項中「一般駐車場」の次に「(条例別表第 2 に掲げる使用料を徴収するものに限る。)」を加える。

第13条中「自動車を出場させる際」を「国際旅客船乗客送迎用バスを駐車する場合にあっては駐車券の交付を受ける際に、その他の自動車を駐車する場合にあっては自動車を出場させる際に、」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 9 月 20 日から施行する。